

謹 啓

時下、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

厚生労働省が実施しております調査につきましては、かねてから格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省におきましては、昭和23年以降、毎年、賃金構造基本統計調査を実施しているところです。この調査は、労働者の賃金等の実態を産業、地域、企業規模、性、学歴、年齢、勤続年数、経験年数等別に把握できる唯一の調査です。調査の結果は、民間企業における賃金決定等の資料として広く利用されているほか、損害賠償請求訴訟における逸失利益の算定、最低賃金の決定、労災保険法の年金給付基礎日額の最低及び最高限度額の算定等に必須のものとなっております。

ところでこの調査は、常用労働者5人以上を雇用する事業所のうち、統計理論に基づいて選定された事業所を調査対象としており、このたび貴事業所に調査をお願いすることになりました。

この調査は、最も重要な統計の一つとして、調査対象に選定された事業所の皆様方に法律（統計法）上調査票の提出が義務づけられている「基幹統計」に指定されています。

つきましては、御多用中誠に恐縮でございますが、この調査の趣旨、重要性を御理解いただき、調査に御協力くださいますようお願い申し上げます。

調査票の作成に当たっては、共にお渡ししております「調査票記入要領」を参照の上、御記入ください。

また、御提出いただいた調査票は、統計調査のためにのみ使用され、徴税や労働基準監督など統計以外に使用することは絶対にありませんので、真実をありのまま記入していただきますようお願い申し上げます。

なお、昨年 of 調査結果の一部を「平成22年賃金構造基本統計調査の結果(抜粋)」としてまとめましたので、貴事業所における賃金管理等の参考として御利用ください。

敬 具

平成23年6月

事 業 主 各 位

厚生労働省大臣官房統計情報部長

